

原著

鳥根県内医療機関における性暴力被害者への 産婦人科医療支援について

鳥根大学松江保健管理センター
しまね性暴力被害者支援センターさひめ
河野美江 (KONO Yoshie)

要約

鳥根県では2014年に一般社団法人しまね性暴力被害者支援センターさひめ、2015年に鳥根県性暴力被害者支援センターたんぼぼのワンストップ支援センターができ、性暴力被害者への産婦人科医療支援等を行っている。2022年4月からはさひめが鳥根県より夜間休日対応を委託され、性暴力相談対応が24時間体制となった。本稿では、鳥根県の性暴力被害者に対する医療支援について概説するとともに、県内7病院に対して行ったアンケート結果を報告、考察する。【対象と方法】2023年1月に協力7病院の産婦人科責任医師に無記名オンラインアンケートを送付し、6病院から回答を得た（回収率86%）。【結果】性暴力被害者の受診は、4病院がそれぞれ日中に1件あり、急性期が2件、1週間以降が2件であった。医療内容は、「性感染症の検査と治療」が4例、「カウンセリング」が2例、「緊急避妊」、「意見書作成」、「裁判所への出廷」がそれぞれ1例であった。【まとめ】鳥根県の事業において、性感染症検査の回数、証拠採取、男性被害者への医療支援、対応できる医療従事者の養成などに課題があることがわかった。今後、国の体制が整備され、鳥根県においてもワンストップ支援センターの充実ならびに医療支援に携わる医療関係者の養成や研修、財政的支援などが行われることが重要である。

I. 緒言

2012年に内閣府は、各都道府県に少なくとも一カ所の性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター（以下、ワンストップセンターと略す）を設置することを提言した¹⁾。私たちは、2014年に鳥根県で産婦人科医師、弁護士、臨床心理士等の有志により民間の一般社団法人しまね性暴力被害者支援センターさひめ（以下、さひめと略す）を設立し²⁾、電話・メール相談を開始し、医療・法的支援、カウンセリングは寄付等からなる基金を活用し被害者の自己負担なし（回数制限有）で利用できるようにした。2015年には、鳥根県が鳥根県女性相談センター内に鳥根県性暴力被害者支援センターたんぼぼ（以下、たんぼぼと略す）を設置し、県内7病院を協力病院として被害者に対し公費負担（回数制限有）で産婦人科医療支援、法的支援、カウンセリング等を行って

いる。

2020年に国は「性犯罪・性暴力対策の強化の方針」³⁾を決定し、性暴力被害者に対する24時間対応推進のため、2021年10月に夜間休日コールセンターが設置された。さひめは、2022年4月から鳥根県より夜間休日対応を委託され、鳥根県において性暴力相談対応が24時間体制となった。

そこで本稿では、鳥根県が行っている性暴力被害者に対する医療支援（以下、本事業）について概説するとともに、県内7病院に対して行ったアンケート結果を報告し、これらについて考察する。

II. 鳥根県における性暴力被害者の支援体制

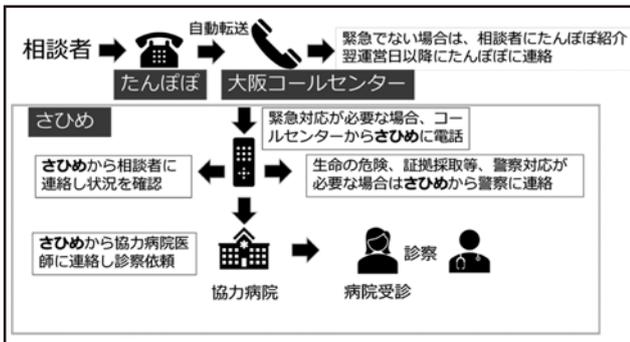
1) 2022年4月以降の夜間休日相談対応

鳥根県では、夜間休日に被害者からたんぼぼ

に電話があるとコールセンターに自動転送され、コールセンターで相談員が話を聞く。コールセンターの相談員が「緊急対応が必要」と判断した場合は、コールセンターからさひめの被害者対応用電話に連絡があり、それを受けてさひめから被害者に電話をかける。さひめでは被害者に被害状況を確認し、協力病院を提示する。被害者に受診希望があれば、さひめから協力病院医師に連絡し診察を依頼、受診方法を決定する。その後、さひめより被害者に電話をし、病院受診につなげる（図1）。

本事業においては、緊急避妊ピルの投与、性感染症検査（淋病、クラミジア、梅毒、HIV、B型肝炎、それぞれ1回のみ）が対象となり、県外者も対象となる。一方で、加害者が配偶者や被害者が男性の場合、外科対応や入院の場合は事業の対象外である。また証拠採取は想定されていない。したがって被害者が男性、外科対応、入院が必要な場合は警察での対応を勧めたり、保険診療で行うことになる。このような対応について、2022年4月から5月にかけて、島根県とさひめより県内7協力病院の産婦人科医師等に説明を行った。

図1 夜間・休日の性暴力相談対応（2022.4～）



Ⅲ. たんぼぼ協力病院に対するオンラインアンケート調査

1) 目的

島根県内の医療機関における医療支援の現状と課題について明らかにすること。

2) 対象と方法

2023年1月4日に協力7病院の産婦人科責任医師にMicrosoft teamsによる無記名オンラインアンケートを送付し、6病院から回答を得た（回

収率86%）。質問項目は、①2022年4月1日から2023年1月4日までの性暴力被害者の受診の有無、②受診があった場合、件数、③受診があった場合、急性期か否か、④受診があった場合、受診経路、⑤受診があった場合、性暴力被害者に対して行った診療内容、⑥性暴力被害者への医療支援について課題と感じていることである。

倫理的配慮として、個人が特定されないように情報を管理して報告する。

3) 結果（表1）

性暴力被害者の受診は、4病院がそれぞれ日中に1件あり、急性期が2件、1週間以降が2件であった。医療内容は、「性感染症の検査と治療」が4例に、「カウンセリング」が2例に、急性期の1例に「緊急避妊」が、1例に「意見書作成」、「裁判所への出廷」が行われていた。

課題と感ずることは、「県の公費助成は性感染症検査が一回のみである。証拠採取ができないので、警察で証拠採取キットの配布、保管などを行ってほしい」、「症例が少ないため、受診時の対応に戸惑うことがある」、「受診のハードルが高いため、ハードルを下げるような方策を模索している」、「平日日中は通常外来業務を行っている診療エリアでの対応となり、他の患者と分けることが困難」、「今後、症例が増えてくると、緊急対応がどれだけできるか不明」などであった。

表1 性暴力被害者の受診状況（2022.4～2023.4.1）

| 病院 | 受診の有無 | 件数 | 急性期か否か | 受診経路 | 支援内容 |
|----|-----------|----|--------|-------------------|----------------------------------|
| A | 有 (日中) | 1 | 1週間以降 | 養護教諭から紹介 さひめ対応 | 性感染症の検査と治療、意見書作成、カウンセリング、裁判所への出廷 |
| B | 有 (日中) | 1 | 急性期 | 受診 | 性感染症の検査と治療 |
| C | 有 (日中) | 1 | 急性期 | たんぼぼから紹介 | 緊急避妊ピル投与、性感染症の検査と治療、カウンセリング |
| D | 有 (日中) | 1 | 1週間以降 | たんぼぼから紹介 | 性感染症の検査と治療 |
| E | 無 | | | | |
| F | 無 | | | | |

Ⅳ. 考察

1. 性暴力被害者の受診状況

本アンケートによると2022年4月1日から2023年

1月4日までの約8カ月間に、島根県内の7協力医療機関を受診した性暴力被害者は4件で、うち2件はたんぽぽ、1件はさひめが対応し、1例は通常の受診であった。医療内容は、「性感染症の検査と治療」が4例に、「カウンセリング」が2例に行われており、「緊急避妊」、「意見書作成」、「裁判所への出廷」がそれぞれ1例であった。

内閣府が全国の49カ所のワンストップセンターに対して行った調査⁴⁾によると、令和元年6月1日から8月31日の3カ月間に全国のワンストップセンターで対応した医療支援は累計804件で、医療支援の内容は、「診察のみ」403件、「性感染症検査」189件、「証拠採取・保管」74件、「緊急避妊」72件、「その他」として妊娠検査、膣内異物治療、診断書の作成等であった。また日本産婦人科医学会が全国の51カ所のワンストップセンターを対象に行った調査⁵⁾によると、平成31年4月から令和2年3月の1年間における産婦人科診察総数は1,283件（各センターでは最大353件、最小0件）であった。都道府県の規模や調査期間が違うので単純に比較はできないが、島根県において約8カ月間でワンストップセンターが対応した被害者が3例ということより、ワンストップセンターの認知度は少しずつ上がってきていると考えられる。ただ、わが国において、無理やりに性交等をされた被害経験は女性で6.9%、男性で1%であり⁶⁾、被害にあいながらも相談できない被害者が多い。島根県においても、ワンストップセンターのさらなる広報と性暴力に関する啓発活動が必要である。

行った医療内容は、内閣府⁴⁾の調査と同様に「性感染症検査」が多かった。しかし、本アンケートの自由記載欄にあるように、本事業では淋病、クラミジア、梅毒、HIV、B型肝炎の公費負担は1回のみである。通常性暴力被害における性感染症の診断には、性暴力により感染したものがどうかの評価のために、初診時と潜伏期間後の2回の検査が必要であり⁷⁾、日本産婦人科医学会の調査でも、76%（39/51）が性感染症検査を複数回行って（勧めて）いる⁵⁾。性暴力被害時の性感染症検査について国の指針はなく、実施は地方自治体に委ねられているため、都道府県において検査

方法はまちまちである。性暴力被害者が安心して医療が受けられるように、国の方針を決定することが望まれる。

2. ワンストップセンターにおける産婦人科医療に関する課題

ワンストップセンターは先ほど述べたように国の施設ではなく、各都道府県に任されているため、支援内容に大きな差がある。例えば証拠採取に関しては、日本産婦人科医学会の調査によると、証拠採取をワンストップセンター内で行っている施設は7施設で、18施設は警察が行っており、19施設は行っていない⁵⁾。警察から証拠採取の依頼を受けた場合は警察官の指示に従い行えばよいが⁸⁾、医療機関独自で採取するとDNAの採取や保管の段階での証拠の信頼性が法廷で問われる場合がある⁸⁾。この度、女性活躍・男女共同参画の重点方針2023において「当初は警察への届出を躊躇（ちゅうちょ）した被害者が、後日警察への届出意思を有するに至った場合に備え、全ての都道府県において、警察、ワンストップ支援センター、医療機関が連携し、被害者の希望に応じ、証拠の採取・保管を行うことができる体制の整備を進める」⁹⁾とされた。本事業においても警察と連携し、ワンストップセンターの協力病院では、警察に被害届を出さなくても証拠採取、保存ができる体制整備が望まれる。

次に本事業においては、現在のところ対象が女性だけである。しかし内閣府の調査⁶⁾でも、女性以外の被害者の存在が明らかになっている。日本産婦人科医学会⁵⁾の調査では、男性被害者の対応をしているワンストップセンターは7カ所で、対応した医師は救急科、外科、小児科、泌尿器科であった。今後、本事業においても、産婦人科以外の医師との連携を強化し、女性以外の性暴力被害者に対する医療支援体制を構築する必要がある。

さらに自由記述でも指摘されていた「症例数が少ないため、戸惑う」「多忙な折の緊急対応ができるか心配」という問題もある。内閣府の調査⁴⁾でも、「夜間・休日に受け入れてもらえる病院が少ない」、「夜間の場合、病院によって受入れに差がある（警察への届出がないと受け入れてもらえない等）」、「緊急避妊等の検査の有無や証拠

採取の可否など、協力病院によって対応できる内容が異なり、数十ある病院から被害者のニーズに合わせて選択をする必要がある」、「病院が対応に慣れておらず、対応に差がある」、「専門性を持って対応できる医師がいない」等が挙げられていた。

国はこの度、性犯罪・性暴力被害者に対する医療的支援の更なる充実のため、各地域において、「病院へのワンストップセンターの設置、中核的病院を始めとした医療機関等との提携等の推進を図る。地域において性暴力被害者の支援を行う医療関係者等の専門家を育成するためのOJTを含む実技研修等を実施する。また、必要な治療を行える医師等の専門職の育成を促進する」と決定した⁹⁾。今後、国の体制が整備され、島根県においてもワンストップセンターの充実ならびに医療支援に携わる医療関係者の養成や研修、財政的支援などが行われることが重要である。

V. 結語

島根県における性暴力被害者に対する産婦人科医療体制について、概説した。今後、国の体制が整備され、島根県においてもワンストップセンターの充実ならびに医療支援に携わる医療関係者の養成や研修、財政的支援などが行われることが重要である。

参考文献

- 1) 内閣府犯罪被害者等施策推進室. 性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター開設・運営の手引. 2012. <URL: https://www.npa.go.jp/hanzaihigai/kohyo/shien_tebiki/pdf/zenbun.pdf> (アクセス: 2023年6月12日)
- 2) 河野美江. しまね性暴力被害者支援センターさひめ設立の経緯と現状. 島根大学社会福祉論集2015. 5号. 41-50.
- 3) 性犯罪・性暴力対策強化のための関係府省会議. 性犯罪・性暴力対策の強化の方針. 2020. <URL: https://www.gender.go.jp/policy/no_violence/seibouryoku/pdf/policy_02.pdf> (アクセス: 2023年6月12日)
- 4) 株式会社リベルタス・コンサルティング (内閣府委託事業). 性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターを対象とした支援状況調査報告書. 2020. <URL: https://www.gender.go.jp/policy/no_violence/e-vaw/chousa/pdf/r02_houkoku.pdf> (アクセス: 2023年6月12日)
- 5) 公益社団法人日本産婦人科医会. 第4回性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターに関する調査結果 (令和2年度). 公益社団法人日本産婦人科医会, 2021
- 6) 内閣府男女共同参画局. 無理やりに性交等をされた被害経験. 男女間における暴力に関する調査. 2021. 11-16. <URL: https://www.gender.go.jp/policy/no_violence/e-vaw/chousa/pdf/r02danjokan-gaiyo.pdf> (アクセス: 2023年6月12日)
- 7) 山岸由香, 三鴨廣繁. 性感染症の検査と治療. 性暴力救援マニュアル. 種部恭子編. 110-116, 新興医学出版社. 2020, 東京
- 8) 性暴力被害を受けた女性への対応は? 産婦人科診療ガイドライン 婦人科外来編2020. 234-237, 日本産科婦人科学会・日本産婦人科医会編集・監修, 2020, 東京
- 9) 男女共同参画会議. 女性活躍・男女共同参画の重点方針2023 (女性版骨太の方針2023) (原案). 2023. <URL: https://www.gender.go.jp/kaigi/danjo_kaigi/siryu/pdf/ka70-s-2.pdf> (アクセス: 2023年6月12日)